



2024年2月29日

各 位

会 社 名 日本電気株式会社
代表者名 取締役代表執行役社長兼 CEO 森田 隆之
(コード番号 6701 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 岡部 一志
(TEL 03-3798-6511)

**当社子会社による自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了
並びに当社個別業績での特別利益の計上に関するお知らせ**

当社連結子会社である日本航空電子工業株式会社(証券コード:6807)(以下「JAE」といいます。)による自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の結果及び自己株式の取得終了に関して、別紙のとおりお知らせします。

また、当社は、本公開買付けに対して当社が保有する JAE 普通株式のうち 23,843,402 株を応募しておりましたが、その全株が買い付けられることとなりました。この結果、2024年3月期の個別業績において関係会社株式売却益として約 440 億円の特別利益を計上する見込みです。

なお、本公開買付けの決済の開始日である 2024年3月22日をもって、JAEは、当社の連結子会社に該当しないこととなり、新たに当社の関連会社となる見込みです。

当社は、本公開買付けについて当社および当社株主にとっての企業価値・株主価値の観点から検証しており、税務上のメリットや当社が保有する JAE 株式の一部を退職給付信託に拠出している影響なども勘案した上で、経済的観点でも本公開買付けに応募することは合理的であると判断しております。

<日本航空電子工業株式会社の概要>

名称	日本航空電子工業株式会社
所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号
代表者の役職・氏名	社長 村木 正行
事業内容	コネクタ、インターフェース・ソリューション機器、航空・宇宙用の電子機器及び電子部品の製造・販売並びにこれらに関連する機器及び部品等の仕入販売
資本金	10,690 百万円

以 上



2024年2月29日

各 位

会社名 日本航空電子工業株式会社
代表者名 社長 村木 正行
(コード番号 6807 東証プライム市場)
問合せ先 法務部長 山田 啓太
(TEL 03-3780-2722)

**自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了、
並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、2024年1月29日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2024年1月30日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが2024年2月28日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、2024年1月29日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

なお、本公開買付けにより、本公開買付けの決済の開始日である2024年3月22日をもって、当社の筆頭株主かつ親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）は、当社の親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当することとなりましたので、下記のとおり併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

日本航空電子工業株式会社 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2024年1月30日（火曜日）から2024年2月28日（水曜日）まで（20営業日）

② 公開買付開始公告日

2024年1月30日（火曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、2,605 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日

2024 年 3 月 22 日 (金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方 (以下「応募株主等」といいます。 (外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等 (法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)) の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額 (注) を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります。))。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき (1 株当たりの買付価格が当社の 1 株当たりの資本金等の額を上回る場合) は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合 (1 株当たりの買付価格が当社の 1 株当たりの資本金等の額以下の場合) には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315% (所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」 (平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。)) に基づく復興特別所得税 (以下「復興特別所得税」といいます。)) 15.315%、住民税 5%) の額が源泉徴収されます (国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5% は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。)) 第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等 (以下「大口株主等」といいます。)) に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の 3 以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払いに係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないうこととなります。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	25,799,906株	一株	23,851,152株	23,851,152株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日本航空電子工業株式会社 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類

普通株式

(2) 取得した株式の総数

23,851,152株

(注) 発行済株式総数に対する割合 25.84%（小数点以下第三位を四捨五入）

(3) 株式の取得価額の総額

62,132,250,960 円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間

2024年1月30日(火曜日)から2024年2月28日(水曜日)まで

(5) 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2024年1月29日開催の取締役会の決議による会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する2024年1月29日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式の総数

25,799,906 株(上限)

(注) 発行済株式総数に対する割合 27.95%(小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価格の総額

67,208,755,130 円(上限)

(4) 取得する期間

2024年1月30日(火曜日)から2024年4月30日(火曜日)まで

なお、本公開買付けによる取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

III. 親会社及びその他の関係会社の異動について

1. 異動に至った経緯

当社は、2024年1月29日公表の「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」に記載のとおり、同年1月29日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

また、当社はNECとの間で、本公開買付けにNECが本日現在所有する当社普通株式の一部である23,843,402株(所有割合(注1):26.15%)を応募する旨の応募契約を2024年1月29日付で締結いたしました。

本日現在、NECは当社普通株式32,491,671株(所有割合:35.63%)を所有するとともに、議決権行使の指図権を留保して同社が設定する退職給付信託に拠出している当社普通株式13,800,000株(所有割合:15.13%)とあわせて合計で当社普通株式46,291,671株(所有割合:50.77%)を実質的に所有し、当社の筆頭株主かつ親会社に該当しておりますが、本公開買付けにおいて、NECからその所有する当社普通株式の一部である23,843,402株の応募があり、当社はNECから応募された株券等の全てを取得することとなったため、NECの議決権比率(注2)は33.36%となることから、2024年3月22日付(本公開買付けの決済の開始日)で当社の親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当することとなります。

(注1)「所有割合」とは、当社が2024年1月29日に公表した「2024年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」において記載された2023年12月31日時点の発行済株式総数(92,302,608株)から同日時点の当社が所有する自己株式(1,114,495株)を控除した株数(91,188,113株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の計算において同じとします。

(注2)「議決権比率」とは、当社が2023年11月13日に提出した「第94期第2四半期報告書」において記載された2023年9月30日現在の議決権の数(911,486個)から、本公開買付けにおいて応募された株券等(23,851,152株)に係る議決権の数(238,511個)を控除した議決権の数(672,975個)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 異動する株主の概要

(1)	名 称	日本電気株式会社	
(2)	所 在 地	東京都港区芝五丁目7番1号	
(3)	代表者の役職・氏名	取締役代表執行役社長兼CEO 森田 隆之	
(4)	事 業 内 容	ITサービス事業、社会インフラ事業、その他(ヘルスケア・ライフサイエンス事業含む)	
(5)	資 本 金	427,831百万円(2023年12月31日現在)	
(6)	設 立 年 月 日	1899年7月17日	
(7)	連 結 純 資 産	1,996,785百万円(2023年12月31日現在)	
(8)	連 結 総 資 産	4,090,910百万円(2023年12月31日現在)	
(9)	大株主及び持株比率 (2023年9月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17.80%
		株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7.74%
		日本電信電話株式会社	4.88%
		JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2.43%
		住友生命保険相互会社	2.10%
		STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2.04%
		NEC従業員持株会	1.47%
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.32%
		JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.31%
		GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店カストディ業務部)	1.26%
(10)	当 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	当該株主は、本日現在、当社の発行済株式総数(92,302,608株)の35.20%に相当する32,491,671株を直接所有するとともに、議決権行使の指図権を留保して三井住友信託銀行株式会社を受託者(株式会社日本カストディ銀行に再信託)とする退職給付信託に拠出している当社の発行済株式総数の14.95%に相当する13,800,000株と合わせて、当社の発行済株式総数の50.15%に相当する46,291,671株を実質的に所有しております。
		人 的 関 係	当該株主は、当社に対して取締役(非常勤)を1名派遣しております。

	取引関係	当社は、本日現在、当該株主の連結子会社に該当しません。
--	------	-----------------------------

3. 異動前後におけるNECの所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	親会社	462,916 個 (50.79%)	—	462,916 個 (50.79%)
異動後	その他の関係会社	224,482 個 (33.36%)	—	224,482 個 (33.36%)

(注1) 異動前及び異動後の「直接所有分」には、NECが議決権行使の指図権を留保して同社が設定する退職給付信託に拠出している当社普通株式(13,800,000株)に係る議決権の数(138,000個)を加算した合計を記載しております。

(注2) 異動前の「議決権所有割合」は、当社が2023年11月13日に提出した「第94期第2四半期報告書」において記載された2023年9月30日現在の議決権の数(911,486個)を分母として計算しております。

(注3) 異動後の「議決権所有割合」は、当社が2023年11月13日に提出した「第94期第2四半期報告書」において記載された2023年9月30日現在の議決権の数(911,486個)から、本公開買付けにおいて応募された株券等(23,851,152株)に係る議決権の数(238,511個)を控除した議決権の数(672,975個)を分母として計算しております。

(注4) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

5. 今後の見通し

今回の親会社及びその他の関係会社の異動が当社の業績に与える影響につきましては、今後公表すべき事象が生じた場合は速やかに開示いたします。当社は、NECとの間で一定水準の資本関係を維持しつつ、当社が自主独立の経営を行っていくことで、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を目指してまいります。

6. 異動予定年月日

2024年3月22日(本公開買付けの決済の開始日)

以上